下記の定例監査の結果に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成26年1月15日

新庄市監査委員 髙山孝治

新庄市監査委員 山口吉靜

記

- 1. 監査対象 農業委員会の平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る 事業の管理について
- 2. 監査期間 平成25年11月8日~平成25年11月27日

監査の結果 (指摘、要望事項)	措置の内容
1. 市が事務局となって経理を行っている関係	1. 関係団体の目的や趣旨にそぐわないと思わ
団体において、その目的や趣旨にそぐわない	れる、申し合わせで定められている事項につ
と思われる支出が申し合わせで定められれて	いては、平成26年度当初に開催する関係団
いる団体があるので改めるよう検討のこと。	体の総会において改正いたします。